

神戸市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、教育・保育施設の設置者（以下「設置者」という。）が、実施要綱に定める教育・保育給付認定保護者および施設等利用給付認定保護者が負担する実費徴収額を減免する場合、減免額に相当する補助金（以下「補助金」という。）の交付について、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金)

第2条 市長は、実費徴収額の減免を実施した設置者（以下「実施設置者」という。）に対し、別表に定める算式により算定した補助金を交付する。

(補助金の申請)

第3条 実施設置者は、前条の補助金を受けようとするときは、「実費徴収にかかる補足給付事業補助金交付申請書」（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、教育・保育給付認定保護者が実施要綱第3条の規定に該当する時期、その他を勘案して、同一年度に複数回、前項の申請を受けることができる。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付額を決定し、「実費徴収にかかる補足給付事業補助金交付決定通知書」（様式第2号）により、実施設置者に通知する。

2 市長は、補助金交付決定にあたり、必要な条件を付すことができる。

(補助金の請求)

第5条 実施設置者は、前条の通知を受けたときは、「実費徴収にかかる補足給付事業補助金交付請求書」（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、第2条に定める方法により計算した額を交付する。

2 前項の交付は、概算払いができるものとする。ただし、設置者は、減免措置を完了したときは、速やかに市長に対し実績報告書を提出しなければならない。

(施行の細則)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

(市立幼稚園在園園児の支給認定保護者に適用する場合の特則)

第8条 本要綱を市立幼稚園の園児の支給認定保護者に適用する場合は、第1条の「教育・保育施設の設置者（以下「設置者」という。）は「市立幼稚園園長（以下「園長」という。））」に、第2条の「設置者（以下「実施設置者」という。）は「園長（以下「実施園長」という。））」に、第3条から第5条の「実施設置者」は「実施園長」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日より施行し、平成28年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日より施行し、令和元年10月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

別表（第2条関係）

実費徴収にかかる補足給付事業補助金の算定方法等

1 副食材料費

実施要綱第2条第2号に定める施設等利用給付認定保護者の子ども1人当たり月額4,500円

なお、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が満3歳児以上の施設等利用給付認定子どもに対して提供するものに限り、法第7条第10項第5号の事業に該当するものを除く。

2 教材費・行事費等（給食費以外）

実施要綱第2条第1号に定める教育・保育給付認定保護者の子ども1人当たり月額2,500円

3 補助額の算定

- (1) 補助額は、上記1、2の子ども1人当たり単価を毎月の対象子ども数に乗じて得た額を加算して算定する。
- (2) 上記1、2の子ども1人当たり単価は上限額を定めたものであり、個々の対象子どもについて、その在籍期間につき、実際に減免した額と(1)により計算した額を比較し、そのいずれか低い方の年間合計額が(1)で計算した額を下回る場合は、当該年間合計額を補助額とする。なお、この計算は1、2を個別に行うこと。